

令和7年度 狩野川河川管理レポート

令和8年4月

中部地方整備局 沼津河川国道事務所

1. 狩野川水系の概要

- 1-1. 狩野川水系について
- 1-2. 過去の水害
 - 1-2-1. 狩野川台風
 - 1-2-2. 令和元年台風19号
- 1-3. 狩野川放水路について

2. 狩野川の維持管理の目標

3. 河川維持管理の取り組み

- 3-1. 河川の状況把握
- 3-2. 河川巡視
 - 3-2-1. 平常時の巡視
 - 3-2-2. 出水時等の巡視
- 3-3. 堤防除草
- 3-4. 河川管理施設の点検
- 3-5. 河道および施設の維持管理対策
- 3-6. 河川区域の維持管理対策
 - 3-6-1. 不法投棄対策
 - 3-6-2. 不法占用対策
 - 3-6-3. ホームレス対策
 - 3-6-4. 不法係留船対策
- 3-7. 河川環境の維持管理対策

4. 水防等に関する取り組み

- 4-1. 重要水防箇所の合同巡視
- 4-2. 災害対策車両の操作訓練
- 4-3. 災害用資材の備蓄
- 4-4. 堤防決壊シミュレーション
- 4-5. 洪水対応演習

5. 事故等に対する取り組み

- 5-1. 水質事故に対する取り組み
 - 5-1-1. 水質汚濁対策連絡協議会
 - 5-1-2. 水質事故現地対策訓練
- 5-2. その他の取り組み
(安全な河川敷地利用協議会)

6. 地域と連携した取り組み

- 6-1. 河川愛護モニター
- 6-2. ミズベリング
 - 6-2-1. ミズベリングの概要
 - 6-2-2. 伊豆の国市かわまち大賞受賞
- 6-3. きれかのプロジェクト
- 6-4. 狩野川資料館
- 6-5. 防災・河川環境教育の実施

7. その他の取り組み

- 7-1. 狩野川流域治水協議会
- 7-2. 刈草・伐木の無償配布
- 7-3. 狩野川放水路完成60周年記念シンポジウム

1. 狩野川水系の概要

1-1. 狩野川水系について

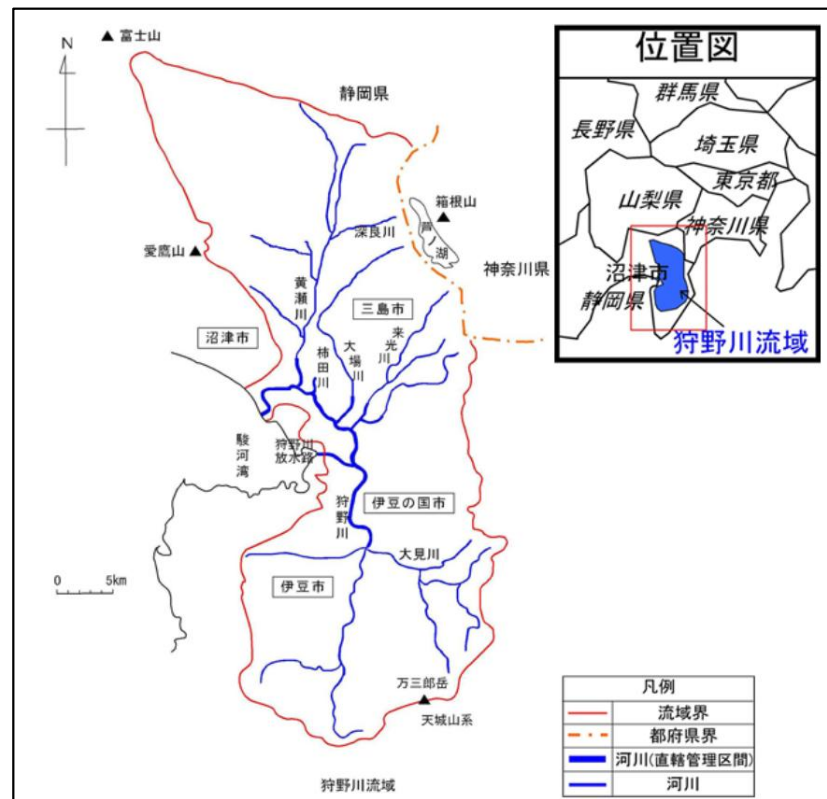
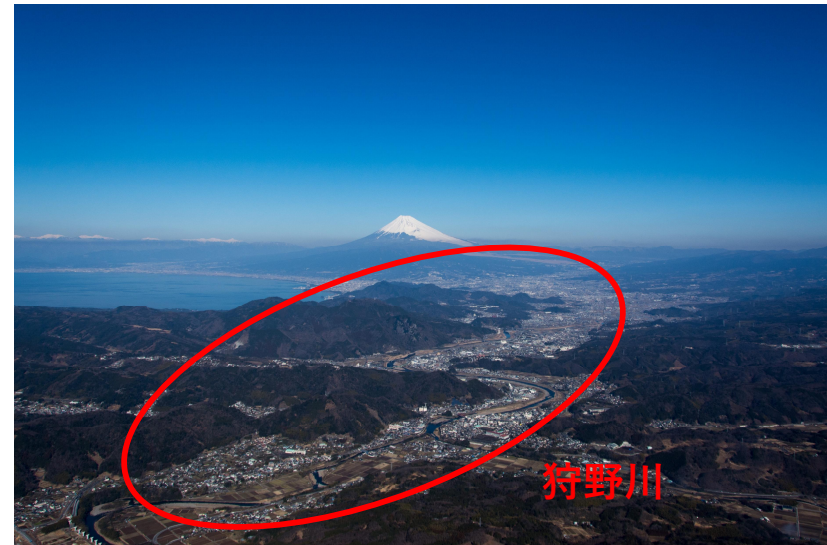
狩野川は幹線流路延長46 km、流域面積852 km²の一級河川です。

伊豆半島中央部にある天城山系を源として、大見川をはじめとする大小の支川と合流しながら北上し、田方平野に出て伊豆の国市古奈で狩野川放水路と分派したのち、来光川、大場川などと合わせ、沼津市大岡、清水町長沢で富士山麓から南下する最大の支川である黄瀬川に合流し、駿河湾に注いでいます。

狩野川水系のうち、沼津河川国道事務所の管理区間は、支川等を含めて全体で36.8 kmとなっています。

河川管理者	河川名(区間)	区間延長(km)
国土交通省 (沼津河川国道事務所)	狩野川(河口~修善寺橋)	24.9
	黄瀬川(狩野川合流点~寿橋)	2.7
	大場川(狩野川合流点~大場橋)	2.6
	来光川(狩野川合流点~仁田橋)	1.5
	柿沢川(来光川合流点~長崎橋)	0.9
	柿田川(狩野川合流点~湧水地)	1.2
	狩野川放水路(河口~狩野川分派点)	3.0
	直轄管理区間合計	36.8
静岡県	指定区間合計(74河川)	333.2
	合計	370.0

狩野川水系における河川管理者と管理区間



1. 狩野川水系の概要

1-2. 過去の水害

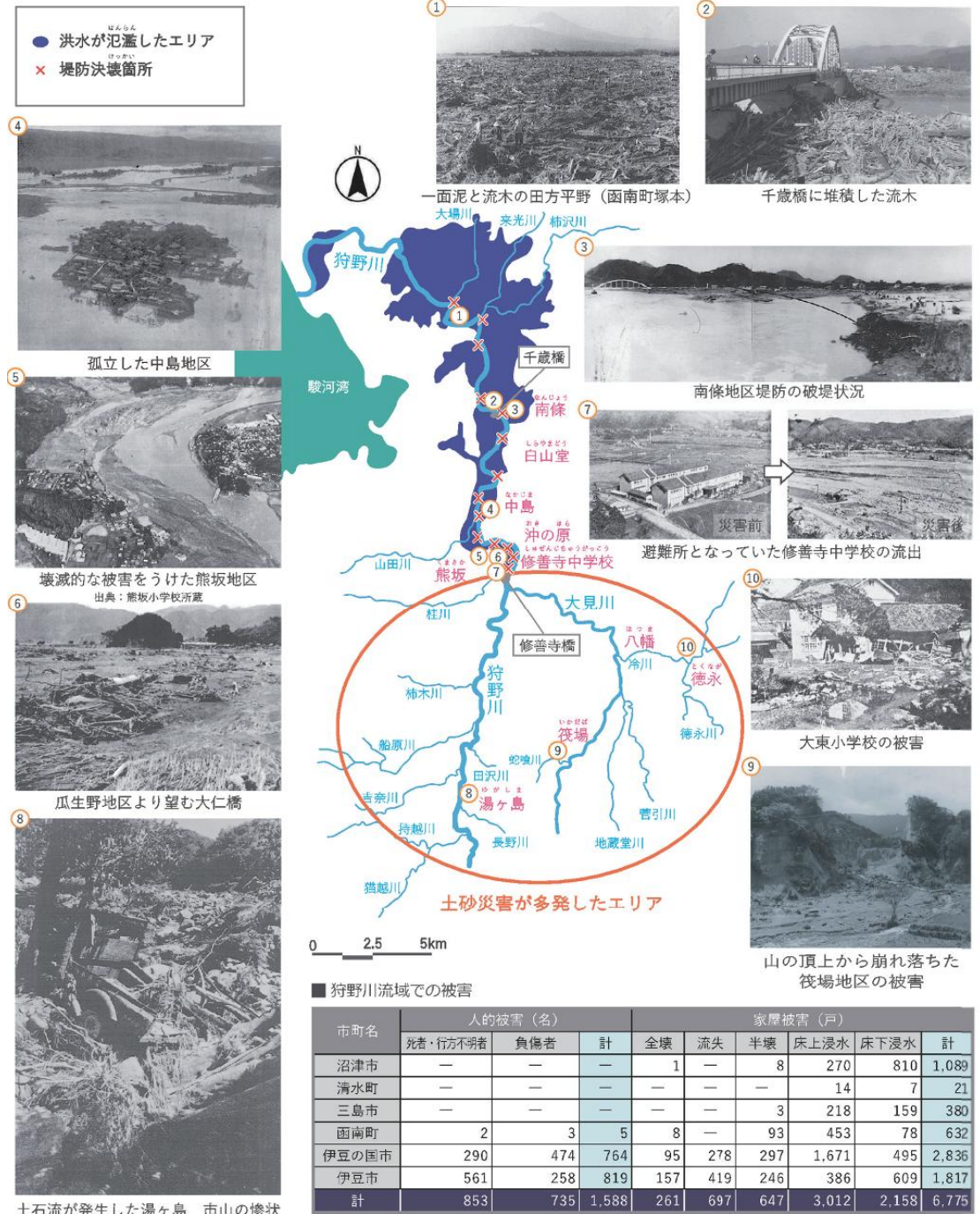
1-2-1. 狩野川台風

狩野川流域における水害については、江戸時代から大正時代にかけておよそ100回を数え、昭和に入っても洪水氾濫を繰り返していました。特に昭和33年9月の台風22号（狩野川台風）は流域全体に多大な被害を与えました。

上流部の湯ヶ島観測所（伊豆市）では、当時の観測史上最大日雨量となる739mmを観測し、上流部では土砂災害、中流部から下流部にかけては洪水が発生しました。これらの災害により、死者・行方不明者853人、被災家屋6775戸、堤防決壊箇所14箇所という我が国有数の大災害となりました。

「狩野川台風の記憶をつなぐ会」では、教訓を未来へ語り伝え、地域に安全と安定、そしてさらなる発展をもたらすことを目的に活動をしています。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/tsunagu/>



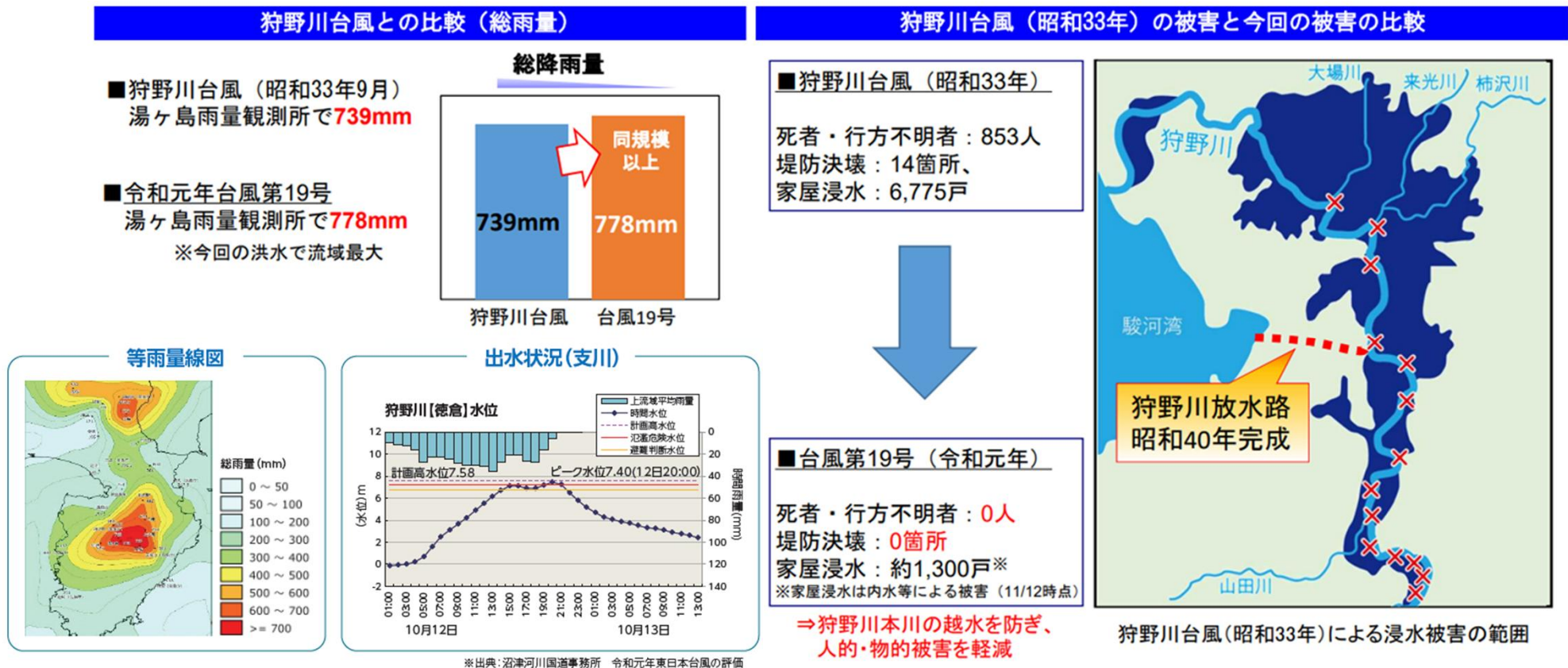
土石流が発生した湯ヶ島 市山の惨状

1. 狩野川水系の概要

1-2. 過去の水害

1-2-2. 令和元年台風19号

令和元年10月に伊豆半島に上陸した台風19号（東日本台風）の大雨により、狩野川台風を越える雨量（778mm）を観測しました。この影響により、家屋浸水約1,300戸の被害はあったものの、堤防決壊、死者等はゼロに抑えることができました。



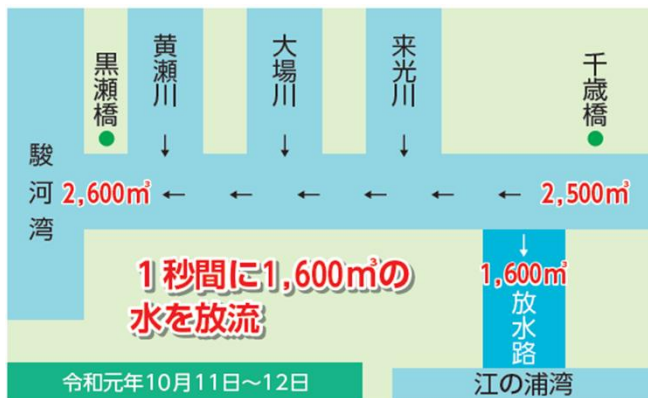
1. 狩野川水系の概要

1-3. 狩野川放水路について

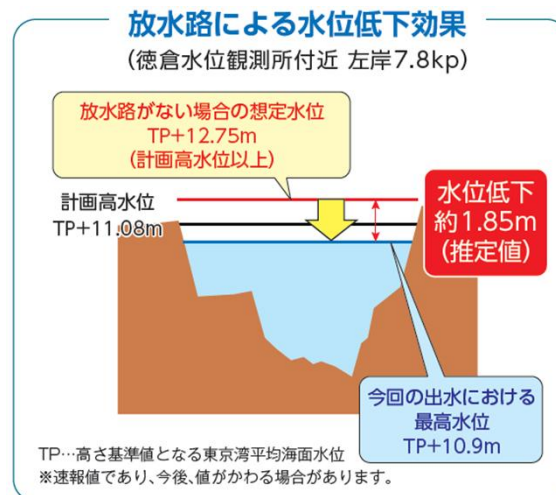
狩野川放水路は、伊豆の国市の壱之上から狩野川を分流し、沼津市口野から江の浦湾にいたる、約3kmの人工水路です。通常、分流堰のゲートが閉められ通水していませんが、ゲートを開門することにより狩野川本川の洪水流を中流域で最大2,000m³分流し、江の浦湾に放流することができます。

令和元年台風19号では、1秒間に約1,600m³の水を分流させ、下流域の水位を低下させました。

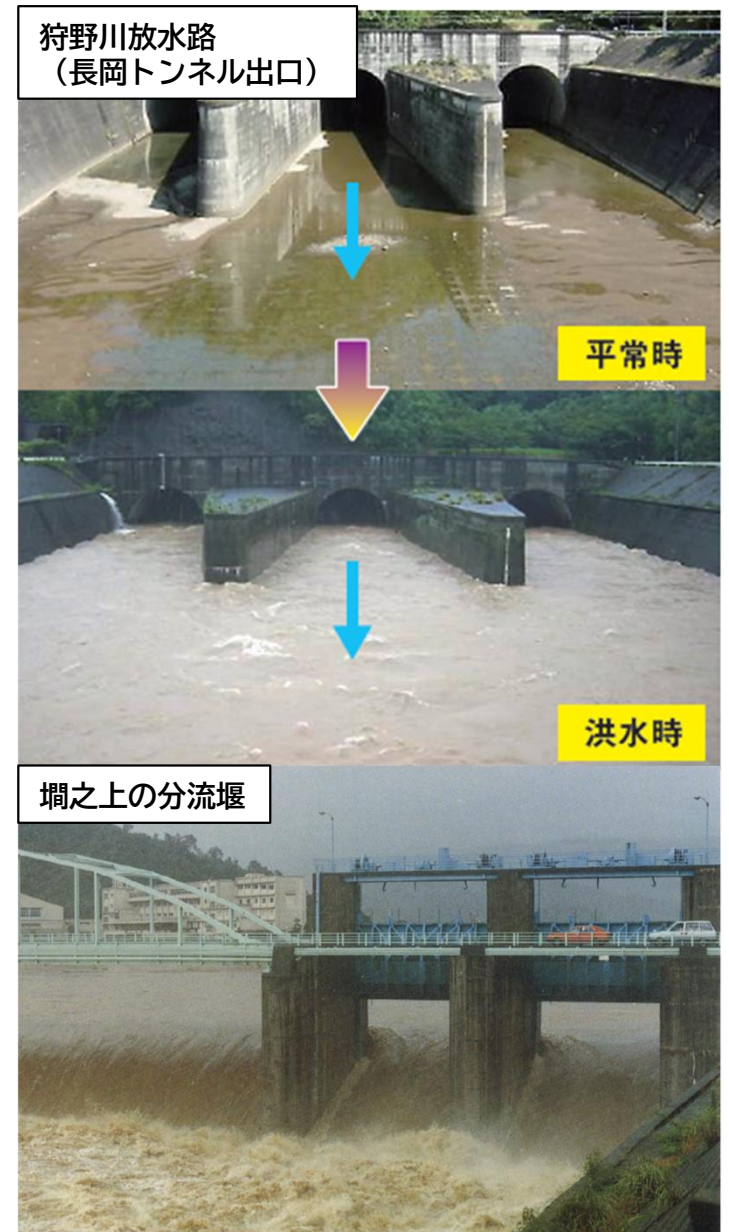
また、昭和40年7月の完成後から令和7年3月末までに141回の分流を行っており、1年あたり約2,3回操作をしています。



※出典：沼津河川国道事務所 令和元年東日本台風の評価



※出典：令和元年台風19号による狩野川の出水状況について【速報】



2. 狩野川の維持管理の目標

「狩野川河川維持管理計画」では、サイクル型の河川維持管理を図るため、各事項に目標を設定し、実施状況を適宜分析・評価し、必要に応じて計画を見直し、適切な河川の維持管理に努めています。

■河川維持管理の目標

- ✓ 洪水、高潮等による堤防の決壊や河川の氾濫等の災害を防止または軽減させるために「河道流下能力の維持」や「施設の機能維持」を図る。
- ✓ 河川敷地の不法占用や不法行為等への対応に関しては「河川区域の適正な利用」を図る。
- ✓ 流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされるよう「河川環境の整備と保全」を図る。
- ✓ 河川の特長や地域の状況、出水特性等に応じて水防等が行えるよう「水防管理団体への協力、連携や情報提供」を図る。
- ✓ 出水、水質事故、地震時等の対応に必要な「施設・機器の準備や対応」を図る。



田方平野より狩野川上流の山地部を望む
狩野川：写真の上方から右下方に向かって蛇行して流れている
大場川：狩野川支川、写真の左下方から右に流れている

3. 河川維持管理の取り組み

3-1. 河川の状況把握

河川の維持管理にあたって、河川の状況を把握するために、水文・水質観測、測量、環境調査、観測施設の点検等を実施しています。また、水文観測等によって得られるリアルタイムデータは、水防活動等に活用されています。

- ・水文・水理等観測

水文・水理観測、水質調査等は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程、水質調査実施要領等に基づき、実施しています。

- ・測量

時間の経過や出水により河床などの一部地形が変化することがあるため、定期的に測量し現況を把握しています。

- ・河川環境調査

河川における生物の生息状況等を把握することを基本とし、河川の自然環境や利用実態に関して、「河川水辺の国勢調査」を中心として、包括的・体系的・継続的に基本データの収集を行います。

種別	実施項目
水文・水質	雨量
	水位・流量
	水質
測量	縦横断測量
	平面測量
	流量観測地点横断測量
河川環境調査	魚類調査
	底生動物調査
	植物調査
	鳥類調査
	両生類・爬虫類・哺乳類調査
	陸上昆虫類調査
	河川空間利用実態調査
	河川環境基図作成

3. 河川維持管理の取り組み

3-2. 河川巡視

3-2-1. 平常時の巡視

河川管理施設・許可工作物の維持状況の確認、河川区域等における違法行為の発見、河川空間の利用及び河川の自然環境に関する情報収集等を目的として、河川全体の把握を行っています。

通常週に2回、車上あるいは徒歩で行っております（一般巡視）が、特定の目的により不定期な巡視（目的別巡視）を行う場合もあります。

目的別巡視における目的一覧

令和7年度に実施したもの	不法占用物件の確認(不法係留含む)
	汚水の排出状況の確認
	許可工作物の維持状況の把握
	安全利用に関する点検
実施する可能性のあるもの(例)	河川管理施設の点検
	ホームレス調査、支援
	樋門等構造物の緊急的な詳細点検
	出水等災害発生後の現地状況確認
	土砂管理のモニタリング

活動の事例

1. 巡視を実施



2. 不法投棄された自転車を確認



3. 一定期間移動がされなかったため警告文を貼り付けた(その後自転車は移動された)



3. 河川維持管理の取り組み

3-2. 河川巡視

3-2-2. 出水時等の巡視

洪水及び高潮による出水時には、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等、概括的な河川の状態把握を迅速に行います。また、重要水防箇所に記載された箇所状況を把握するとともに、水衝部等の出水時に注意を要する箇所や内水被害の発生しやすい箇所を重点的に巡視します。



令和7年8月5日の出水時の巡視で撮影
左：川の駅 伊豆ゲートウェイ函南付近 右：修善寺橋付近

3. 河川維持管理の取り組み

3-3. 堤防除草

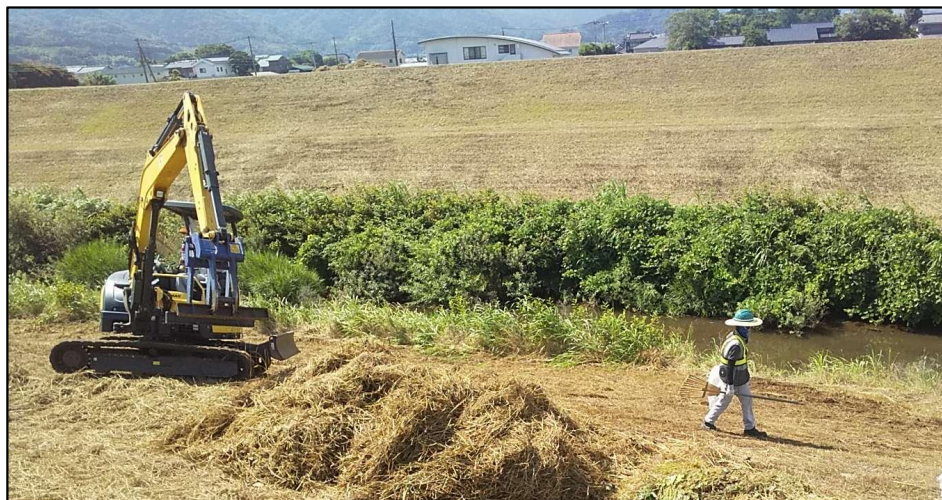
堤防点検及び河川の状態把握のための環境整備として、堤防の除草を行っています。堤防除草は、原則的に年に2回（狩野川放水路は年に1回）実施しています。



機械操作による除草の状況



人力による除草の状況



刈草の集草の状況



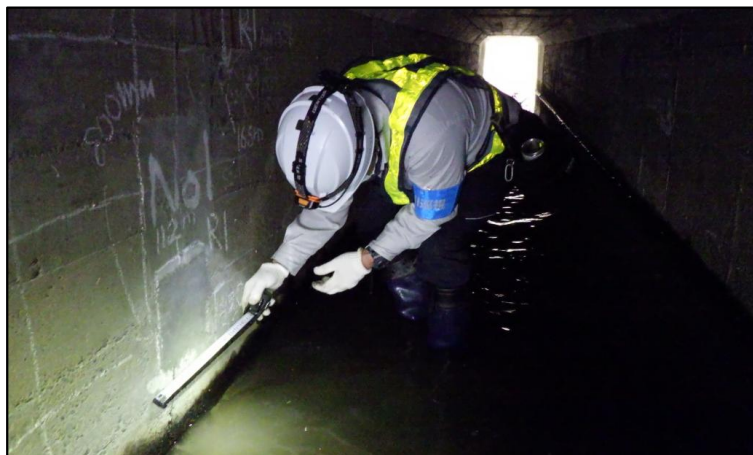
刈草の積込・搬出の状況

3. 河川維持管理の取り組み

3-4. 河川管理施設の点検

河道や堤防等の河川管理施設は、台風期前（7月～9月）と出水期前（11月～1月）に点検を実施し、点検結果について変状や機能低下の状態を段階的に評価します。評価結果を踏まえ、施設の補修や更新等の適切な維持管理を行います。

河川管理施設には機械設備を伴うもの（樋管、排水機場等）があり、緊急時にそれらが確実に作動するよう定期的な点検、動作確認を行っております。



左上：日守樋管
右上：江間川樋管
左下：小坂排水機場
右下：谷戸第2樋管

3-5. 河道および施設の維持管理対策

河道の十分な流下能力を維持するために、定期的あるいは出水後に実施する測量及び点検等の結果を踏まえて、流下能力の変化、河床の変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理に支障がある場合は適切な対策を実施しています。

また、以下の河川管理施設について、定期点検等を実施し、適宜補修や老朽化対策を進めています。

- ・ 護岸
 - ・ 根固工
 - ・ 水制工
 - ・ 樋門、樋管
 - ・ 床止め
 - ・ 堰
 - ・ 排水機場
 - ・ 陸閘
- 等

【護岸補修】

着手前

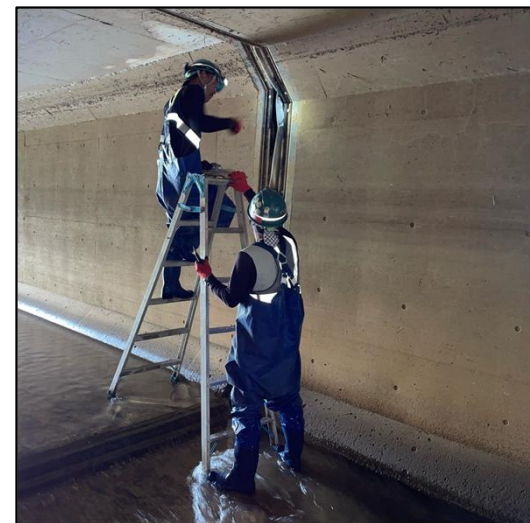


完了時



【樋管補修】

作業時



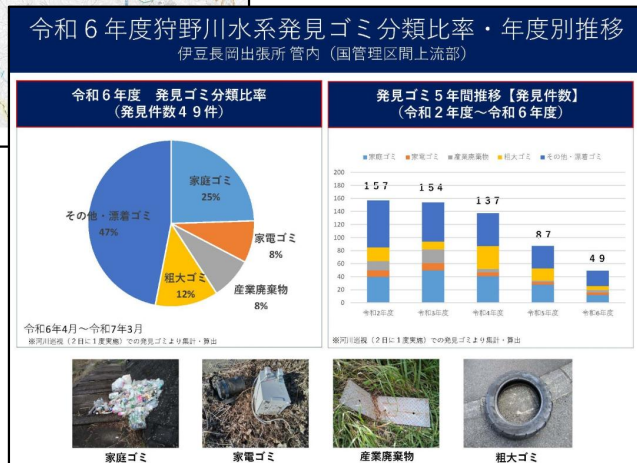
3-6. 河川区域の維持管理対策

3-6-1. 不法投棄対策

不法投棄対策の一環として、沼津河川国道事務所では、様々な啓発活動を行っています。
 不法投棄の実態の周知や環境美化意識の向上を目的として、特にゴミの投棄が多く確認されている箇所について、地図上に示した狩野川ゴミマップを作成し、公表しています。



相次ぐタイヤの不法投棄を受けて事務所公式X（旧Twitter）やチラシにて注意喚起



↑
 狩野川ゴミマップ →
 （伊豆長岡出張所、管内令和7年度版）
 ※令和6年度状況を基に作成

狩野川ゴミマップは
 ここから閲覧できます。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/kirekano/>

国土交通省 沼津河川国道事務所 @mlit_numazu

#沼津河川国道事務所【河川】
 不法投棄は犯罪です。絶対しないよう皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
cbr.mlit.go.jp/numazu/cms/new...

国土交通省 沼津河川国道事務所 @mlit_numazu · 1時間

#沼津河川国道事務所【河川】
 毎年、狩野川において #不法投棄 の #タイヤ が確認されております。令和5年度に74本、令和6年度に39本を回収しており、令和7年度も2ヶ月だけで16本を回収しております。これらの運搬処分にあたって約40万円/年の費用が発生しております。...

午後2:44 · 2025年6月17日 · 707件の表示

不法投棄はやめましょう！

狩野川に不法投棄されたタイヤの処分に費用がかかっています



狩野川において、毎年大量のタイヤが不法投棄されています。
 年によって約40～70本もの不法投棄タイヤが確認されており、狩野川のゴミ回収ボランティアの方々（狩野川を守る会等）のご協力をいただきながら回収しているという状況です。また、これらの運搬・処分のためにも費用が発生しています。
美しい狩野川の環境を守っていくためにも今すぐ不法投棄はやめてください！
 ※不法投棄は犯罪です。1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に科される場合があります。

3-6. 河川区域の維持管理対策

3-6-2. 不法占用対策

洪水の安全な流下や河川空間の適正な維持のため、河川空間の不法占用や不法工作物及び不法係留を監視・是正し、工作物による流水の疎通阻害や流出物による堤防等への損傷の危険性を除去するとともに自由に安全な河川空間を確保します。

日々の河川巡視の中で把握を行うほか、必要に応じて目的別巡視を実施し、確実な把握に努めます。新たな不法占用が発見された場合は、警告看板の設置等迅速な対策を図ると共に、行為者等を特定する調査を行います。また、不法占用等が長期化している場所では継続的な状況の把握、不法占用台帳の作成、口頭による指示、文書による指示を行います。

3-6-3. ホームレス対策

ホームレスによる不法占用については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）」や「静岡県地域福祉支援計画」（H23～H27）等を踏まえ、福祉部局等と連携して是正のための措置を講じます。

河川空間におけるホームレスに関わる影響（ホームレスによるゴミの集積や近隣住民の不安や迷惑行為の解消、河川利用者の安全確保）を最小化し、河川空間の適正な利用を図ることを目的とします。また、長期的にはホームレスの自立による河川空間における居住実態の解消をめざします。

ホームレス対策は地元の自治体と連携して、声かけ等を行い河川内からの退去を促しています。また、橋梁の下に住み着く場合が多いため、橋梁管理者と連携して対応を図ります。

3-6. 河川区域の維持管理対策

3-6-4. 不法係留船対策

係留船および係留施設は、洪水時等に河川の流下を阻害したり、流出して河川管理施設等を損傷したり、燃料油の流出や流下ゴミの集積により環境が悪化したりする恐れがあります。これらの設置についてはやむを得ないと認められる場合を除いて認められていません。不法係留を発見したときは、所有者が判明出来る場合は原因者に撤去を命じ、所有者が判明出来ない場合は、河川管理者が管理権限を実施するなどの対応を行います。

狩野川河口部においては、かつて不法係留船が多数停泊していましたが、平成19年に「沼津地域水域利用推進調整会議」が発足し、地域の協力なども得て平成22年度に不法係留船はおおむね撤去が完了しました。ただし、河口部以外において、川舟の係留が認められるため、指導を継続しています。



不法係留船の様子

平成15年頃、狩野川左岸0.6～0.8 km付近



不法係留船の撤去
～平成22年



同箇所の様子 令和7年12月
(一時的に係留している漁船のみ見られる)

3-7. 河川環境の維持管理対策

生物の生息・生育・繁殖環境、河川利活用、河川景観の状況、河川整備計画等を踏まえた河川環境の整備と保全に関する目標を設定します。

本川上流部において盛んなアユ釣りが将来にわたって続くような河川環境の保全、自然再生事業が実施されている柿田川では湧水環境や貴重種であるミシマバイカモ・ヤマセミなどが生息し続けられるような環境を保全していきます。

毎年、小中学校を対象に伊豆の国市と協力して「狩野川水生生物観察会」を開催しています。河川に生息する生物を調べ、採取した生物から狩野川の水がきれいかどうか確認することで、環境への関心を高めてもらうことを目的としています。



水生生物観察会の様子 令和7年7月

4. 水防等に関する取り組み

4-1. 重要水防箇所の合同巡視

洪水の時には、その流れにより堤防が壊されたり、川の水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防活動」をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、現在の堤防の高さや、幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間（『重要水防箇所』）を決めておけば、より効率的な堤防の点検ができ、危険な箇所の早期発見につながります。このような考えから、毎年『重要水防箇所』を定めています。

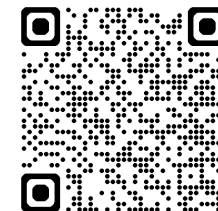
この重要水防箇所の合同巡視を毎年実施しており、令和7年度では、5月21日と26日に、水防活動にかかわる団体（流域の市町、消防団、建設コンサルタント協会、建設業協会等）と出水時の対応等について意見交換を行いました。



重要水防箇所の合同巡視

左：令和7年5月21日、沼津市上土地区
右：令和7年5月26日、伊豆市修善寺地区

重要水防箇所の情報はここから閲覧できます。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/suibou/>



4. 水防等に関する取り組み

4-2. 災害対策車両の操作訓練

沼津河川国道事務所には、災害時に緊急の対応が必要となった場合に備えて、排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両が配備されています。災害の現場において円滑な操作を行うために、災害対策車両の操作訓練を年度ごとに実施しています。

令和7年度は、5月28日に操作訓練を実施しました。訓練には、排水ポンプ車2台と照明車2台が出動し、事務所の職員のほか、近隣の市町の職員、建設業協会員など約90名が参加しました。照明車の照明の作動方法やポンプの組み立て、使用の方法等について確認しました。



災害対策車両の操作訓練 令和7年5月28日、清水町徳倉地先

4-3. 災害用資材の備蓄

洪水や地震等の災害が起こった場合に備えて、沼津河川国道事務所管内の各地に土砂やブロック等の資材を備蓄しています。河川防災ステーションや防災拠点等の一部においては、平常時は貴重なオープンスペースとなることから、市町や地域と連携して適正な利用を推進しています。また、応急復旧時の民間保有資材等の活用体制を整備するよう努めています。



川の駅 伊豆ゲートウェイ函南付近 函南町塚本

4. 水防等に関する取り組み

4-4. 堤防決壊シミュレーション

出水時や大規模な地震が発生したときに堤防が決壊したことを想定し、決壊箇所をどのように応急復旧するかについて検討を行う堤防決壊シミュレーションを年度ごとに実施しています。

令和7年度においては、河川工法伝承研究会の協力のもと、5月29日に事前勉強会を行ったうえで、5月30日に検討会を行いました。検討会では、狩野川で2箇所の決壊が起きたことを想定して、復旧方法や資材搬入・運搬等について検討をしました。検討会には、事務所の職員のほか、河川工法伝承研究会、コンサルタント協会、建設業協会、流域市町からも参加がありました。



勉強会 令和7年5月29日

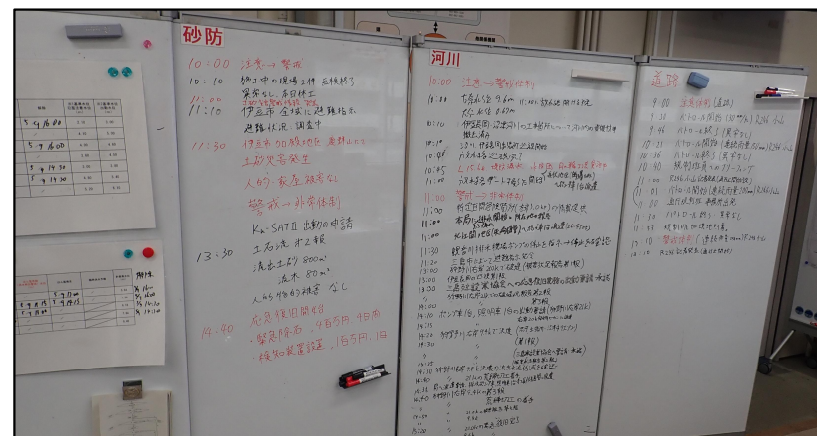


検討会 令和7年5月30日

4. 水防等に関する取り組み

4-5. 洪水対応演習

台風による被害を想定した訓練シナリオに基づき、被害情報や対応状況等について情報の伝達手段、内容、タイミング等を確認し、出水時に円滑な情報収集・発信を行うための情報伝達訓練として、洪水対応演習を年度ごとに行っています。令和7年度は5月9日に実施しました。



洪水対応演習の様子 令和7年5月9日

5. 事故等に対する取り組み

5-1. 水質事故に対する取り組み

5-1-1. 水質汚濁対策連絡協議会

狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会は、沼津河川国道事務所、流域市町（6市3町）、静岡県、警察、消防、その他関係行政機関等で構成されており、狩野川水系における水質汚濁対策に関する相互の協力と連絡調整を行っています。

令和7年7月23日には幹事会を実施し、各機関から約30名が参加しました。

また、水質汚濁に関する啓発活動として、清水町湧水祭り（令和7年8月2日、柿田川公園）において、黄瀬川と柿田川の水質検査体験を行いました。

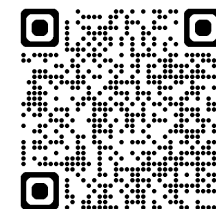


左：清水町湧水祭りの水質調査体験ブース
令和7年8月2日

右：幹事会 令和7年7月23日



水質事故についてはこちらから閲覧できます。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/kanri/jiko.html>



5. 事故等に対する取り組み

5-1. 水質事故に対する取り組み

5-1-2. 水質事故現地対策訓練

狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会では、協議会を構成する各機関の水質事故の対応能力の向上を目的として、油流出事故を想定した対策訓練を実施しています。

令和7年度は、10月23日に実施しました。事務所職員のほか、流域市町、静岡県、消防からの参加がありました。油流出事故を想定した初動体制の手順や現地におけるオイルフェンス展張のポイントなどについて訓練を行いました。



実地訓練の様子 令和7年10月23日

5-2. その他の取り組み（安全な河川敷地利用協議会）

安全な河川敷地利用協議会は、沼津河川国道事務所、静岡県、流域市町（6市3町）および教育委員会、警察、消防等で組織されており、狩野川水系での水難事故の発生状況、河川利用者への河川利用の安全に関する情報提供や啓発等について意見交換を行っています。右下に示す画像は実際に狩野川付近で設置されている水難事故の注意喚起に関する看板ですが、これは過去の定例会においてデザイン、設置箇所を検討したものになります。

令和7年度では第19回定例会を5月29日に開催しました。



第19回 定例会
令和7年5月29日、狩野川資料館



協議会が設置した水難事故注意看板の一例
※令和元年度から設置

6-1. 河川愛護モニター

沼津河川国道事務所では、河川整備、河川利用および河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及、啓発ならびに河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニターとして地域住民の方に委嘱しております。

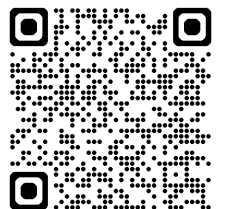
令和7年度は、4名の方に河川愛護モニターを委嘱し、以下のような事項についてご報告をいただいています。

- ・地域住民の方等からの河川整備、河川利用及び河川環境に関する要望
- ・河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象
- ・河川へのゴミの投棄、河川の流水や施設等の異常
- ・河川の利用状況、動植物の生息状況

河川愛護モニターからの定期的な報告について月1回、事務所ホームページで公開しています。また、河川愛護モニターが、ゴミの投棄などの不法行為や川の汚れ、堤防・護岸の損傷などを発見した際に、事務所に通報が行われます。これらの報告は日々の河川管理のために役立てています。

令和7年度に河川愛護モニターにて受けた通報

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
報告された数	2	2	1	4	3	2	1	1	3	1	2	0
内容例	川底にゴミ	大きなゴミ、小さなゴミ	ゴミ	タバコ吸い殻 ごみ、ペットボトル	青い漂流物 ペットボトル タバコの吸い殻 プラスチックごみ	台風の漂流物 タバコの吸い殻 ビニール袋 バック	ペットボトル・空き缶	タバコ吸い殻 他	ごみ	ゴミ タバコの吸い殻 他	ごみ タバコの吸い殻	



6-2. ミズベリング

6-2-1. ミズベリングの概要

「MIZBERING（ミズベリング）」とは、「水辺+リング（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」を掛け合わせた造語です。地域住民・民間企業・行政が一体となって、水辺の利活用に取り組むことで、狩野川の水辺を通じて、水辺の新しい活用の可能性を創造していく「輪」を広げていきます。それにあたって、河川空間のオープン化として、河川敷地の利用規制緩和を進めています。

「かのがわ風のテラス」（沼津市上土）、「川の駅 伊豆ゲートウェイ函南」（函南町塚本）、「川の駅 伊豆城山」（伊豆の国市神島）がオープン化の対象として利用されています。



ミズベリングかのがわマップ



イベントの様子（水辺で乾杯）
令和7年7月7日、川の駅 伊豆ゲートウェイ函南

ミズベリングかのがわについてはこちらから閲覧できます。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/mizbering/map.php>



6. 地域と連携した取り組み

6-2. ミズベリング

6-2-2. 伊豆の国市かわまち大賞受賞

国土交通省では、河川空間とまち空間の融合が図られた、良好な水辺空間の形成を目的とした「かわまちづくり」を推進しております。中でも他の模範となる先進的な取組が認められる箇所はかわまち大賞として国土交通大臣に表彰されており、令和7年度は伊豆の国市で実施されている活動がかわまち大賞を受賞しました。

伊豆の国市においては狩野川神島公園を核としたにぎわい創出と憩いの場づくりを推進しており、指定管理者制度を活用した官民連携の公園整備・運営を図っております。



↑かわまち大賞授賞式の様子（令和8年1月19日）

狩野川神島公園および実施されたイベント等の様子→



6-3. きれかのプロジェクト

きれかのプロジェクトは、「きれいな狩野川プロジェクト」の略称で、狩野川流域において実施される河川清掃について情報共有を行い、きれいな狩野川の実現のための啓発活動を行うことを目的としています。同プロジェクトの実行委員会は沼津河川国道事務所、静岡県、狩野川流域の市町（6市3町）によって構成されており、令和7年度の定例会を5月8日に実施しました。

狩野川流域においては、各地で清掃活動が行われています。特に令和7年5月11日には、狩野川全域を対象として「狩野川クリーンアップ大作戦」が実施されました。令和6年の水質調査結果から、狩野川は国土交通省にて公表している「水質が最も良好な河川」に選ばれております。きれいな狩野川の実現・維持のためにも皆様のご協力をお願いします。

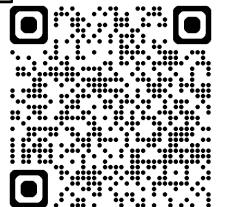


令和7年度 きれいな狩野川実行委員会
令和7年5月8日、沼津河川国道事務所



狩野川クリーンアップ大作戦で集められたゴミ
令和7年5月11日、狩野川全域

きれかのプロジェクトで共有された河川清掃の情報はこちらから閲覧できます。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/kirekano/>



6. 地域と連携した取り組み

6-4. 狩野川資料館

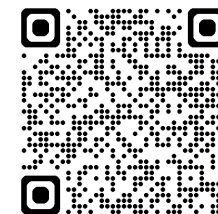
狩野川資料館は、狩野川台風の被害を後世に正確に伝えるとともに、狩野川水系において当事務所が実施している河川および砂防事業の重要性を人々に周知することを目的として、平成10年に設立されました。

資料館では、狩野川台風および狩野川の歴史、防災に関するパネル展示や映像およびARコンテンツの提供、書籍の閲覧を行っています。



住所：伊豆の国市壺之上467-2（伊豆長岡出張所内）
開館日時：月・水・金の午前10時～12時、午後1時～4時
（祝日・年末年始を除く。所用により職員不在の場合は臨時閉館）
入場料：無料
問い合わせ先：055-948-0302（TEL）、055-948-1654（FAX）
cbr-nmz-izunagaoka@milt.go.jp（Email）

狩野川資料館の情報はこちらから閲覧できます。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/shiryoukan/>



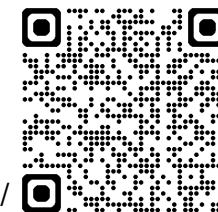
7. その他の取り組み

7-1. 狩野川流域治水協議会

流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、「狩野川流域治水協議会」が令和2年8月に設立されました。流域9市町において目標・対策メニュー等を取りまとめ、国と市町が一体となって取り組みを進めています。



流域治水協議会、令和8年3月3日



7. その他の取り組み

7-2. 刈草・伐木の無償配布

堤防除草によって発生する刈草や、高水敷の樹木伐採によって発生する伐木について、従来は処分場へ運搬し、有償で処分していました。これらのコストの縮減のために、刈草については令和5年度から、伐木については令和6年度から希望者に対して無償での配布を行っています。



令和7年度に配布した伐採木



Xへの投稿 令和6年7月26日

7-3. 狩野川放水路完成60周年記念シンポジウム

狩野川放水路の完成から令和7年で60周年を迎えました。昭和33年における狩野川台風等かつての大災害を受けて計画された狩野川放水路ですが、この節目に今後の治水事業のあり方を考え直すとともに、流域の子供たちへの記憶の伝承と流域住民の防災意識向上を図るためのシンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは当事務所にて実施する治水事業について紹介するほか、小学校3校による防災の取り組み発表、防災教育OB・OG（現在高校2年生）へのインタビュー、有識者や当時を知る方々を招いたパネルディスカッションなどを行いました。



一般より応募受付し決定した狩野川放水路完成60周年記念ロゴマーク



小学生による防災の取り組み発表の様子 令和7年8月23日